

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和6年6月1日

阿久根市農業委員会  
会長

様

申請者 阿久根 太郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所	阿久根市鶴見町200番地									
(代理人)	氏名	資格			住所					
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在				地目		面積 (㎡)	耕作者氏名	市街化区域・市街化調整区域	
	市町村	大字	字	地番	登記簿	現況			その他の区域の別	
	阿久根市	波留	倉津	〇〇〇番	畑	畑	400	阿久根 太郎		
合計	400 ㎡									
3 転用計画	(1) 転用の目的				(2) 転用事由の詳細		現在、借家住まいであるが、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、今回申請地に新たに住宅を建築しようとするものである。			
	① 一般住宅 2 農家住宅 3 山林 4 その他 ( )									
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間		令和6年8月から永久年間							
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画		第1期(着工6年8月から6年12月)				第2期(着工年月から年月)		合計
名称		棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡
土地造成				400						
建築物		住宅	1	85.70						
工作物										
計		1	85.70	400						
4 資金調達についての計画	造成費 200万円		自己資金 700万円		建築費 2,000万円		融資額 1,500万円			
	計 2,200万円		計 2,200万円							
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物、家畜等の被害防除施設の概要	土地の造成は、50cmから80cmの埋め立てをし、教会にはブロックにて擁壁を設け、土や雨水等が隣接農地に流出しないように措置する。また、汚水生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、通路の側溝に流す。建物は平屋建てとし、農地からは1.5m以上離して建築する。日照・通風等に影響を及ぼさないように措置する。									
6 その他参考となるべき事項	(注意事項) ・農地以外の一体利用する土地がある場合は、一体利用地の地目・地番・面積を記載すること。 ・転用目的が農家住宅の場合は、申請者の経営(営農)面積を記載すること。 ・申請地の農地の区分が第1種農地・第2種農地の場合は、代替地の検討結果を記載すること。									

(記載要領)

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。